

第8回 契約監視委員会－議事概要－

1. 開催日時：令和元年12月2日（月） 13：30～15：40

2. 開催場所：量子科学技術研究開発機構東京事務所第1会議室

3. 出席者：

（委員会委員）青山委員、畑中委員、富岡委員、神代委員、西川委員

（事務局）本部 監査・コンプライアンス室 黒澤室長

財務部 鈴木部長、財務部 契約課 米川課長

高崎量子応用研究所 管理部 経理・契約課 小田内課長

関西光科学研究所 木津地区 管理部 経理・契約課 大久保課長

那珂核融合研究所 管理部 前田部長兼契約課長

六ヶ所核融合研究所 管理部 契約課 中山課長 他

議題：

1. 令和元年度上半期における事後点検について

(1)令和元年度上半期における随意契約の状況について

(2)令和元年度上半期における一者応札・応募の状況について

(3)令和元年度上半期における随意契約及び一者応札のサンプリング事後点検について

(4)令和元年度調達等合理化計画の上半期実施状況について

2. その他

配布資料：

資料1 第7回契約監視委員会－議事概要－

資料2 令和元年度量子科学技術研究開発機構上半期契約データ

資料3 令和元年度上半期契約（競争性のない随意契約）の状況

参考資料 令和元年度上半期における随意契約に係る規程類（抜粋）

資料4 令和元年度上半期契約（一者応札・応募）の状況

資料5 令和元年度上半期のサンプリング事後点検について

資料5-1 令和元年度上半期の競争性のない随意契約サンプリング事後点検

資料5-2 令和元年度上半期の一者応札・応募案件サンプリング事後点検

資料6 令和元年度国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構調達等合理化計画の上半期実施状況

参考資料：

- 1 独立行政法人改革等に関する基本的な方針
- 2 独立行政法人の随意契約に係る事務について
- 3 独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（通知）
- 4 「独立行政法人における調達等合理化計画策定要領」について
- 5 独立行政法人の調達に関するこれまでの閣議決定等の取扱いについて
- 6 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」について
- 7 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構契約監視委員会規程
- 8 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構会計規程
- 9 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構会計事務取扱細則
- 10 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構契約事務取扱細則
- 11 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構会計規程に基づく会計担当責任者の指定及び事務の範囲を定める細則
- 12 令和元年度国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構調達等合理化計画
- 13 量子科学技術研究開発機構 契約監視委員会委員名簿
- 14 随意契約及び一者応札のサンプリング抽出結果及び事後点検について

議事概要：

1. 令和元年度上半期における事後点検について
 - (1) 令和元年度上半期における随意契約の状況について

本部契約課長から資料 2、資料 3 及び資料 3 参考資料に基づき、令和元年度上半期における随意契約の状況について説明があり、委員より特に問題は認められないとして了承された。

（主な議論）

 - ・委員から、競争性のない随意契約実績が前年度と比して件数及び金額とも減少している理由は、上半期に大型契約案件がなかったことが主な要因であるのか質問があり、本部契約課長から、実績が大きく減少しているのは本部及び放射線医学総合研究所、高崎量子応用研究所であり、また、減少している主な理由は、大型点検業務の契約が減少したこと等である旨の回答があった。また、委員から、契約が減少した要因は機構の業務内容に変更があったことであるのか質問があり、本部契約課長から、年間契約における点検業務等は毎年あるものの、スポット契約において大型装置の修理、点検業務等の契約がなかったことによるもので、機構の業務内容の変更によるものではない旨の回答があった。
 - ・委員から、那珂核融合研究所において競争性のない随意契約の契約実績が増加している理由は、上半期に複数年契約が締結されたためであるのかとの質問があり、本部契約課長から、御指摘のとおりであり、上半期に 3 年に 1 回の頻度で複数年

契約を締結した競争性のない随意契約が起因している旨の回答があった。また、委員から、他の拠点において複数年契約を締結した競争性のない随意契約の有無について質問があり、本部契約課長から、他の拠点においても、設備等の点検の契約、また、複数年契約で締結した方が有利な契約等については、複数年で契約締結をしている旨の回答があった。

(2) 令和元年度上半期における一者応札・応募の状況について

本部契約課長から資料 2 及び資料 4 に基づき、令和元年度上半期における一者応札・応募の状況について説明があり、委員より特に問題は認められないとして了承された。

(主な議論)

- ・委員から、上半期における一者応札・応募の件数及び金額が増加した理由は、従前、競争性のない随意契約として契約していた案件を一般競争契約に移行したためであるのか質問があり、本部契約課長から、競争性のない随意契約案件については、機構内に設置された「契約審査委員会」により認められたものに限定される旨、また、上半期の契約審査委員会における審議案件で、一般競争契約に移行する審査結果案件はなかった旨、さらに増加した理由のひとつとして、機構の予算が増額し、当該予算を使用する部署が特殊な装置等を購入し、それが一者応札・応募になったことが考えられる旨の回答があった。
- ・委員から、一者応札・応募率が増加した理由は、新規案件の契約において一者応札・応募が多かったためであるのか質問があり、本部契約課長から、御指摘のとおりである旨の回答があった。また、委員から、新規契約案件は応札者側に関心があり、客観的には複数者による応札になる傾向があるのではないかと指摘があり、本部契約課長から、新規契約案件の主なものは、高崎量子応用研究所の労働者派遣契約、また、関西光科学研究所の警備業務契約等であり、人員の確保が困難等の理由で一者応札・応募になっている旨の回答があった。
- ・委員から、本部・放射線医学総合研究所の電気料の契約で 3 者が入札説明書を受領したにも関わらず 2 者が応札しなかった理由について質問があり、本部契約課から、契約担当者から呼び掛けを行い入札説明書の配布をしたものの、仕様の内容が大規模である等の理由から応札を辞退した旨回答があった。また、委員から、応札辞退者に対する辞退した理由の確認方法について質問があり、本部契約課から、電話により可能な範囲で確認し、今後の契約業務に反映させている旨の回答があった。さらに委員から、本契約は複数年契約で既存業者の応札であったのか質問があり、本部契約課から、御指摘のとおりである旨の回答があった。
- ・委員から、資料 4 に記載している一者応札・応募の理由について、同様の内容と思われるものが各拠点により記載内容が異なっているように思える旨、また、も

し同様な理由であれば、今後機構内で調整し、統一した内容で記載した方が分かり易い旨の指摘があった。本部契約課長から、次回以降、一者応札・応募理由のパターンを増やす等の調整を行い、機構内で統一を図れるようにしていきたい旨の回答があった。

- ・委員から、入札説明書を配布したにも関わらず応札を辞退した案件の理由については、担当者の判断で記載をしているのか質問があり、本部契約課長から、担当者の考えで記載しているものと、契約担当者が応札辞退者に連絡をして理由を確認しているものがある旨、回答があった。

(3) 令和元年度上半期における随意契約及び一者応札のサンプリング事後点検について

事務局から資料 5、資料 5-1 及び資料 5-2 に基づき、今回の委員による契約案件のサンプリング抽出結果について説明があった。その後、各研究所の契約担当課から抽出された契約案件ごとの説明があり、委員より特に問題は認められないとして了承された。

(主な議論)

① 競争性のない随意契約事後点検「借上宿舍賃貸借契約」(本部及び放射線医学総合研究所)

- ・委員から、前回の賃貸借契約期間について質問があり、本部及び放射線医学総合研究所から、平成 29 年から平成 31 年までである旨の回答があった。
- ・委員から、賃貸借契約対象物件の築年数及び建物の老朽化に関する対応について質問があり、本部・放射線医学総合研究所から、建物はかなり古いものの、現状において老朽化に対する懸念はない旨の回答があった。
- ・委員から、前回の契約金額と今回の契約金額における差額の有無について質問があり、本部・放射線医学総合研究所から、同額である旨の回答があった。
- ・委員から、賃貸借契約の更新に当たり、減額交渉を行っているのか質問があり、本部・放射線医学総合研究所から、世間一般の物件相場に大きな変動がある場合は行うこともあるが、変動がない場合は基本的には減額交渉は行わない旨の回答があった。また、委員から、賃貸借契約更新時に、不動産屋等に物件の相場を確認しているのか質問があり、本部及び放射線医学総合研究所から、建物によって物件相場は異なるため比較は難しいものの、情報があれば確認を行う旨の回答があった。
- ・委員から、賃貸借契約額を増額することはないのか質問があり、本部・放射線医学総合研究所から、物件の場所によっては増額する可能性もある旨の回答があった。
- ・委員から、他の拠点における借上宿舍賃貸借物件の有無について質問があり、

本部・放射線医学総合研究所から、千葉市稲毛地区以外の拠点にも借上宿舎はある旨の回答があった。

- ・委員から、借上宿舎の広さについて質問があり、本部・放射線医学総合研究所から、宿舎は基本的には独身者や単身者を対象にしているため、ワンルーム程度の広さである旨の回答があった。

② 競争性のない随意契約事後点検「イオンポンプの更新」（高崎量子応用研究所）

- ・委員から、本契約におけるイオンポンプの特殊性が委員会開催前に配布されたサンプリング抽出のための契約リストだけではよく理解できなかったが、高崎量子応用研究所のサンプリング事後点検の説明で理解した旨の意見があった。
- ・委員から、選定理由には特許性も含まれているのではないかと質問があり、高崎量子応用研究所から、御指摘のとおりである旨の回答があった。また、委員から、特殊性は、イオンポンプ本体というよりは制御関係やインターロック関係にあるのではないかと意見があった。
- ・委員から、本契約に必要な人工数はどのようにして確認しているのか質問があり、高崎量子応用研究所から、契約業者から入手した作業工程表により確認している旨の回答があった。

③ 一者応札・応募事後点検「医事業務請負」（本部及び放射線医学総合研究所）

- ・委員から、業務内容より専門性が感じられないため、競争性を持たせた方がよいのではないかと指摘があり、本部及び放射線医学総合研究所から、この分野で活躍している業者に声掛けをしたものの、人員の確保が困難等の理由で一者応札となった旨の回答があった。
- ・委員から、仕様書上の要件である「同等の業務に3年以上の経験があること」の必要性について質問があり、本部・放射線医学総合研究所から、病院従事歴3年はそれほど厳しい条件ではなく、要求部からは必要条件であることを確認している旨の回答があった。
- ・委員から、一者応札理由の「人員の確保が困難」は時期的なものではないかとの質問があり、本部・放射線医学総合研究所から、各社のテリトリー内の人員は確保できているものの、新たな業務に必要な人員は確保できていないことが応札できない理由と思われる旨の回答があった。
- ・委員から、契約業者は従前から同業者であるのかとの質問があり、本部・放射線医学総合研究所から、御指摘のとおりである旨の回答があった。また、委員から、契約額の変更の有無について質問があり、本部・放射線医学総合研究所から、契約会社は人材を確保しており、人件費のアップ分等を考慮していることから全く同額での契約とは言えないものの、契約実績、予算等を考慮し、適正価格での契約を心掛けている旨の回答があった。

- ・委員から、機構の規程上における応札回数の制限の有無について質問があり、本部・放射線医学総合研究所から、規程上では回数制限はない旨の回答があった。

④ 一者応札・応募事後点検「関西光科学研究所で使用する電気の需給契約」（関西光科学研究所）

- ・委員から、サンプリング抽出資料の「一者応札・応募となった主な要因」に記載されている「関西電力に優る価格設定が採算性の面で困難」である理由について、各社は前年度の契約価格を確認して採算性が合わないことから応札しないのかとの質問があり、関西光科学研究所から、御指摘のとおりであり、関西電力は金額の設定について公開をしており、それらを勘案して各社が判断したものと思われる旨の回答があった。
- ・委員から、金額の設定の公開は一般的に行われているものなのかとの質問があり、関西光科学研究所から、定価の公開は慣行的なものである旨の回答があった。また、委員から電気料は個別に契約するものではないのかとの質問があり、関西光科学研究所から、公開されている定価と関西光科学研究所の過去の契約価格から今回の状況等を類推し、応札を辞退しているものと思われる旨の回答があった。
- ・委員から、そのような価格設定の条件下では応札しないものなのかとの質問があり、関西光科学研究所から、各社は入札説明書を取りに来てくれるものの、各社内ではどの機関の入札に応札をするか優先順位を付けていること、また、関西電力は昨夏の前年稼働に伴い一般家庭の電力価格を減額したこと等から各社は当研究所の応札を見送ったものと思われる旨の回答があった。委員から、応札しない要因が価格だけであれば応札してみるのも一つの手段と思われる旨の意見があり、関西光科学研究所から、当方も応札を望んでいるが実際は難しい状況である旨の回答があった。
- ・委員から、過去数年の応札状況について質問があり、関西光科学研究所から、平成 28 年度は 2 者応札の末、関西電力が落札した旨、平成 29 年度は入札不調となり関西電力と不調に伴う随意契約を締結した旨、また、本契約における一者応札は平成 28 年度以降初めてである旨の回答があった。
- ・委員から、契約金額の状況について質問があり、関西光科学研究所から、前年度と比し、契約金額が高くなっている旨の回答があった。
- ・委員から、平成 30 年度の契約額について質問があり、関西光科学研究所から 6,700 万円である旨の回答があった。
- ・委員から、各社が関西電力の割引率では応札しても勝てないという判断があったのか質問があり、関西光科学研究所から、そのように思われる旨の回答があった。

- ・委員から、電気の契約で競争性の原理が発揮できないことは、電気調達の自由化により競争性を導入した政府の方針と合わないのではないかとの意見があり、財務部から、自由化した当時は応札者が多かったものの、零細企業は大企業とバックアップの契約を締結しなければならないこと、また、電気料の計算はピーク時の対応等が難しいこと等から難しい面もある旨の補足説明があった。
 - ・委員から、本契約は他の契約と比して落札率が低いため、関西電力はスケールメリットから納入できてしまう。そのため、各社は応札を見送ることになるのかとの質問があり、関西光科学研究所から、御指摘のとおりである旨の回答があった。
 - ・委員から、一者応札・応募の傾向が固定化されている訳ではないため、公正な入札になるよう努力してもらいたい旨の意見があった。
- ⑤ 一者応札・応募事後点検「本体機器周辺設備の整備：1 式」（那珂核融合研究所）
- ・委員から、本件の一者応札・応募理由について、資料 4 には「同時期に業務が集中（繁忙期）し、技術者の配置が困難であったため」とあるが、那珂核融合研究所のサンプリング事後点検の説明から、那珂研 JT-60SA 装置周辺部の設備での作業のため、本体装置等に熟知していない者では難しい等、技術的な面が主な理由と思われる旨の指摘があった。那珂核融合研究所から、巨大な精密装置のため技術的な面から入札に参入できないことが要因の一つであり、御指摘のとおりである旨の回答があった。
 - ・委員から、サンプリング抽出資料の「一者応札・応募となった主な要因」に記載されている「同様の組立作業」の意味について質問があり、那珂核融合研究所から、類似案件における管理区域内での組立作業を行う趣旨であるとの回答があった。
 - ・委員から、本業務の特殊性（特許等）から競争性のない随意契約に移行することが可能であるか質問があり、那珂核融合研究所から、欧州方面から応札してくる可能性も全く無いとは言えないため、随意契約への移行は難しい旨の回答があった。
- ⑥ 一者応札・応募事後点検「IFMIF/EVEDA 原型加速器 RFQ 長パルス試験用真空ポンプ等の購入」（六ヶ所核融合研究所）
- ・委員から、仕様書の記載方法として、一者応札・応募を防ぐ観点から、メーカーを指定するのではなく、真空能力の性能仕様を記載した仕様書にしたほうが好ましい旨の意見があった。
 - ・委員から、競争性を発揮する観点から、仕様の性能範囲を広げて入札することができなかったのかとの質問があり、六ヶ所核融合研究所から、ビームラインの作成に当たり、欧州国と日本との役割分担でパーツごとに作成をするため、各国の取り合いの部分が影響して、一定程度の性能は限定された仕様書になっ

たと思われるが、相当品可で入札を実施した旨の回答があった。

- ・委員から、応札予定業者について、取扱いメーカーだけではなく、代理店が複数応札することも想定していたのかとの質問があり、六ヶ所核融合研究所から、複数者の応札の可能性もあったため、他社にも声掛けをした旨の回答があった。
- ・委員から、入札の過程で技術審査を採用していることから複数者の応札を想定していたのかとの質問があり、六ヶ所核融合研究所から、御指摘のとおりである旨の回答があった。
- ・委員から、落札した部品メーカーの日本代理店は、落札者のみであるのか質問があり、六ヶ所核融合研究所から、御指摘のとおりである旨の回答があった。

(4) 令和元年度調達等合理化計画の上半期実施状況について

本部契約課長から、資料 6 に基づき、量子科学技術研究開発機構が策定する令和元年度調達等合理化計画の上半期実施状況について説明があり、委員より特に問題は認められないとして了承された。

(主な議論)

- ・委員から、一者応札・応募の競争契約に占める割合が増えた理由について、特殊な事情による増加なのか、又は一般的な増加傾向なのか質問があり、本部契約課長から、一者応札・応募の増減は、主に当該年度の予算の増減に左右される旨の回答があった。また、本部契約課長から参考として、今年度は補正予算が付いたため、下半期に一者応札・応募の件数、金額が増加することを想定している旨の補足説明があった。また、委員から、予算が付いた時でも一者応札・応募が増えないような取り組みを行っているのか質問があり、本部契約課長から、応札者が特定されないような仕様書を作成すること、公告期間を長くすること、応札可能な業者への声掛けをすること等の取り組みを行っている旨の回答があった。
- ・委員から、新たな契約や新規事業に対し、新規業者が応札できないことについて質問があり、本部契約課長から、新規事業ではあるものの現在行っている事業に関連している業務が多いため、新規業者が参入することは難しい旨の回答があった。また、本部契約課長から、一者応札・応募の理由に多い「人員の確保」については、年間役務契約において人員確保に有利な複数年度契約にする等の取り組みを行っているものの、応札者数を増やすことは難しい旨の回答があった。
- ・委員から、機構で一者応札・応募の取り組みを行っている一方、可能性のない案件に対しコストを掛けない等、業者側の都合により応札しないことを聞いたことがある旨、そのような環境下でどのような取り組みを行うべきかアドバイス等をいただきたい旨の意見、また、指摘のような外的要因がある中において

一者応札応募案件を増やさないことは難しいと思われるものの、予算との絡みで数的に減らすことは難しいが、一者応札・応募率については、現状よりは上げない努力が必要であり、結果的に上がった場合はその理由が明確であるか確認することが重要である旨の意見があった。

- ・委員から、他法人の調達成功事例について質問があり、本部契約課長から、本件は今から約 10 年前より当時の研究開発 8 法人が契約実績をメールで共有するとともにデータベース化しているもので、契約担当者は常に閲覧可能な環境にある旨の回答があった。
- ・委員から、競争性のない随意契約結果の公表について質問があり、本部契約課長から、国からの指導に基づき、契約実績を契約後 72 日以内（4 月については契約後 93 日以内）にホームページに公開している旨の回答があった。また、委員から、この公表による外部からの反応の有無について質問があり、本部契約課長から、特に反応はないものの、業者側は年間契約等の応札前に閲覧し、契約金額を参考にしていると思われる旨の回答があった。

3. その他

事務局から、次回第 9 回契約監視委員会は来年 5 月か 6 月頃を開催し、その際、令和元年度下期の随意契約及び一者応札の事後点検、令和元年度調達等合理化計画の自己評価の点検及び来年度の調達等合理化計画の点検等を議題としたい旨の説明があった。

以上